

足寄町商工会が一体となって小規模事業者を応援します！

令和7年度小規模振興事業補助金の募集について

◆事業概要

小規模事業者の経営の継続に必要な設備の入替や新規導入、また業務効率化などの費用の1/2以内を補助する制度であり、商工会と共に計画策定等を行う事業です。

◆補助上限額：50万円以内

◆対象事業所（小規模事業者）

製造業、その他の業種	常時使用する従業員の数 20人以下
卸売業、小売業（飲食業）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下

※採択を受けた事のある事業者も事業終了後2年度経過で申請が可能です。

◆公募期間

【申請開始】 令和7年 4月23日（水）

※原則申込順となります。予算・件数が達し次第募集停止となります。

※件数が多い場合は、これまで本補助事業や、物価高騰等対応補助金など申請をした事がない事業者が優先されます。

◆補助対象となり得る取組事例のイメージ

～設備導入等の取組～

①機械装置の入替／新規導入（例、破損した事業用パソコンの入替や事業用器具等の入替等や国の補助制度の対象外となる経費等）

【購入費用 300,000 円/補助金額 150,000 円】



②車両の導入（例、キッチンカーの導入等※）

※普通自動車等一般車両は補助対象外となります。

【購入費用 3,000,000 円/補助金額 500,000 円】



◆注意事項（一部抜粋）

- ①補助事業期間内に終了見込（例、納品されない等）がない場合は申請できません
- ②実績報告後も一定期間試算表等の提出に協力ください
- ③申請にあたっては商工会と作成する事業計画書の提出が必要です。また商工会が主催する事業計画策定等のセミナーに参加することが必須となります。

詳細については、足寄町商工会までお問い合わせください

足寄郡足寄町南 1 条 3 丁目 20 番地 Tel0156-25-2236

小規模振興補助金～こんな事業が申請採択されています～

小規模振興補助金では平成 30 年度から令和 6 年度まで延 79 件の足寄町商工会小規模事業者が本制度の活用を頂いております。

内容は様々ですが、補助対象内容は多岐に亘り大変使い勝手の良い補助金となっております。下記に過去の採択例を掲載いたしますのでご参照下さい。

業 種	申請概要	補助対象内容・効果
食品飲料小売業	故障した冷蔵庫の入替で既存顧客への売上確保兼コストダウン	 冷蔵ショーケースの入替を実施。新型で電気代コストカットも実現。
飲食業	新規顧客獲得のための宣伝広告事業	 新たな取組の周知と新規顧客獲得のために勝毎 Chai や折込広告を活用
建築業	成果物 PR のための WEB 構築・パンフレット作成事業	 自社商品である建物 PR とブランディングのためのパンフ・WEB 構築の実施